

【第5次 福祉施設・医療機関等申請用】

(様式第3号)

令和 7年 9月 5日

山梨県知事 殿

(申請者)

住所 甲府市丸の内 1-6-1

名称 社会福祉法人 山梨〇〇会

代表者の役職・氏名 理事長 山梨 太郎

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金 事業変更承認申請書

令和7年 8月20日付け健長第2345号で交付決定のあった省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業の計画を、次のとおり変更したいので承認してください。

1 変更の理由

導入予定設備の在庫がなくなり、交付決定を受けた機器の導入が困難となった。

施工業者の倒産により、交付決定を受けた機器の導入が困難。 など

2 変更の内容等

実績報告が令和8年2月10日を超えるような変更、補助金額が増額となる内容は承認できません。

(1) 事業内容の変更の場合

変更の内容	補助事業に及ぼす影響
電気式パッケージエアコンの機種名・型式を□☆ □・CDE-789 から○×△-DEF567 へ変更	・補助金額所要額を 1,575,000 円から 1,500,000 円へ変更

※変更の内容及び理由は詳細に記載し、変更理由が確認できる書類を添付すること。

(2) 補助対象経費の変更及びそれに伴う補助金交付申請額の変更の場合

(単位：円)

	事業費	補助対象経費	補助金額
変更前	3,500,000	2,100,000	1,575,000
変更後	3,400,000	2,000,000	1,500,000

※金額に変更がある場合のみ記入してください。

【添付書類】

- ・変更後の事業実施計画書（添付様式1－1号）
- ・変更後の補助対象経費の算定根拠となるもの

総事業費（見積書の総額）を記入

(様式第4号)

令和 7年10月10日

山梨県知事 殿

(申請者)

住所 甲府市丸の内1-6-1

名称 社会福祉法人 山梨〇〇会

代表者の役職・氏名 理事長 山梨 太郎

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金 事業中止（廃止）承認申請書

令和7年8月20日付け健長第2345号で補助金の交付決定のあった省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業の計画を次のとおり中止（~~廃止~~）したいので承認してください。

1 事業中止（廃止）予定年月日

令和 7年10月31日

2 事業の中止（廃止）の理由

自己負担分の経費の調達が困難となったため
など。

事業の再開を予定していても、実績報告書提出期限（最長で令和8年2月10日）までに完了しないと、補助対象にはなりません。

3 （中止の場合）事業を再開する時期

※中止（廃止）の理由は詳細に記載し、参考となる資料等がある場合は添付すること。

備考

1. 中止とは、計画の見直し等により、補助事業を一時的に中断することです。
2. 廃止とは、補助事業自体を取りやめることです。

【第5次 福祉施設・医療機関等申請用】

(様式第5号)

山梨県知事 殿

交付決定通知があった日から 20 日
以内に提出してください。

令和 7年8月22日

(申請者)

住所 甲府市丸の内 1-6-1

名称 社会福祉法人 山梨〇〇会

代表者の役職・氏名 理事長 山梨 太郎

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金 交付申請取下届出書

令和7年8月20日付け健長第2345号で補助金の交付決定のあった省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事業について、次の理由により交付申請を取り下げます。

1 交付申請を取り下げる理由

- ・申請金額に対して満額の交付決定ではなかったため【交付決定の内容に不服があるときの例】
- ・設備導入予定である〇△ホームの緊急修繕の工事が生じ、令和8年2月10日までに事業が完了しないことが確定したため【交付決定に付された条件に不服があるときの例】

など

※手続き上は本様式ではなく様式第4号の事業中止（廃止）承認申請書による申請をいただく場合もありますので、必ず本様式提出前に事務局に電話等で相談をしてください。

※本様式は交付要綱第9条（申請の取下げ）に該当する場合に提出いただく書類です。

- ・交付決定の内容に不服があるとき
- ・交付決定に付された条件に不服があるとき